



いしのみき

復興計画特集号

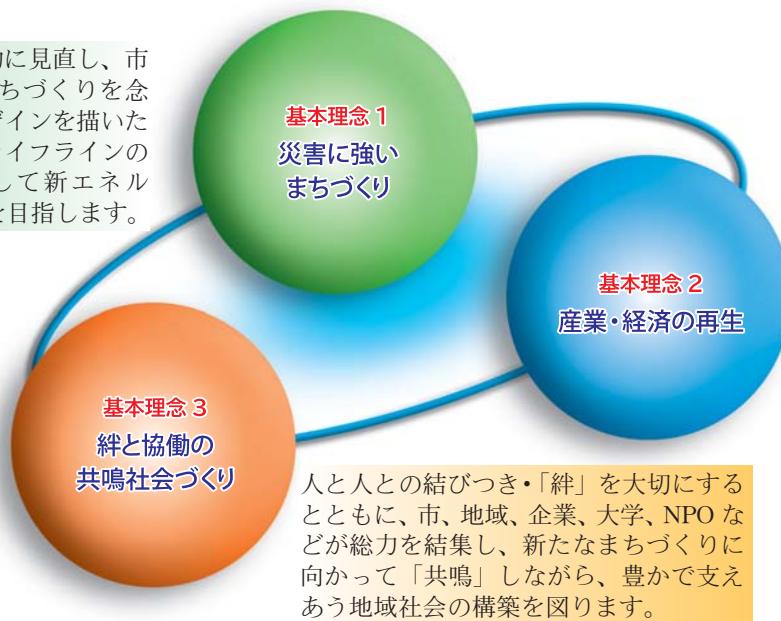
平成 23 年 12 月 13 日 発行

石巻市震災復興基本計画（案）

～最大の被災都市から世界の復興モデル都市石巻を目指して～

●基本理念

防災基準・防災体制を抜本的に見直し、市民の命を守る災害に強いまちづくりを念頭に、新たな視点で都市デザインを描いたまちを構築するとともに、ライフラインの補完や快適な生活空間として新エネルギーを活かしたまちづくりを目指します。



今後の産業の連携・融合も含めた在り方を検討し、復旧・復興を促進するとともに、地域資源を活かした産業振興基盤づくりを図ります。

●計画期間10年間（平成23年度～平成32年度）

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
復旧期 H23～H25			再生期 H26～H29				発展期 H30～H32		

◆◆◆主な内容◆◆◆

震災復興基本計画の概要

..... P 2～5

震災復興基本計画意見交換会のQ&A

..... P 6～7

主な事業のしくみ

..... P 8

震災復興基本計画の位置づけ

1 震災復興基本計画とは

本計画は、復旧・再生のための新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を目指す、復興に向けた道標となるものです。

2 計画の期間

復旧期（平成 23 年度～ 25 年度までの 3 年間）や再生期（平成 26 年度～ 29 年度までの 4 年間）、発展期（平成 30 年度～ 32 年度までの 3 年間）を経た概ね 10 年間とし、平成 32 年度を復興の目標に定めます。

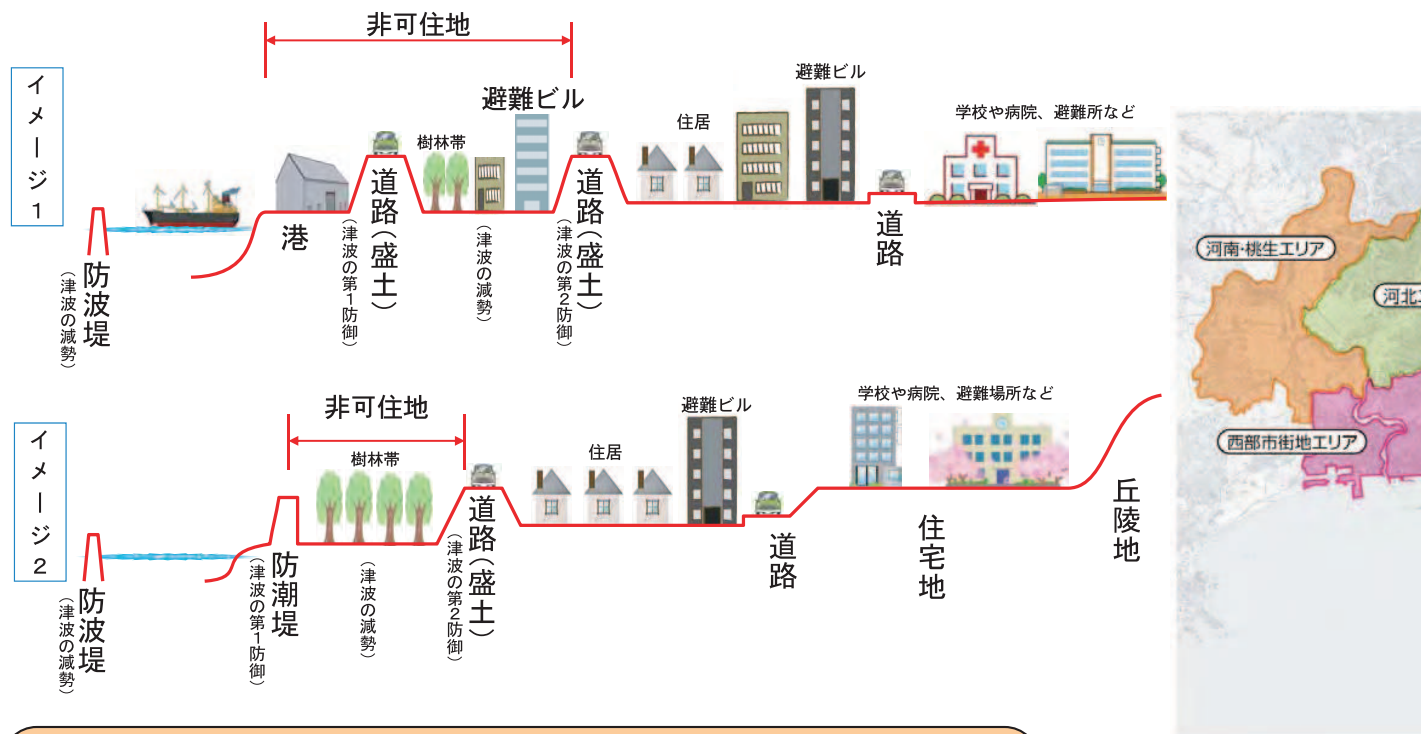
3 復興の主体

復興の主体は市民一人ひとりであり、行政、地域、企業、大学、NPOなどの多様な主体が果たすべき役割を明確に持ち、絆と協働により、復興事業相互の相乗効果を高めあいながら復興に向け取り組んでいきます。

4 対象地域

市内全域とし、早急な現状復旧を目指す地域と、特に甚大な被害のあった地域は、新たなまちづくりを考えた復興を目指す地域とします。

地区別整備方針(市街地エリア)



西部市街地エリア



市街地の土地利用

- 「津波」への対応**
 - 数十年から百数十年に ⇒ 「防御」(海岸堤防、河川堤防)
 - 最大級の津波(今回) ⇒ 「減勢・減災」・・・完全(高盛土道路、防潮林、避難路、避難ビルの整備)
- 中心市街地エリア**
 - 河川堤防と一体のまち ⇒ 市街地再開発等、商業の集積
- 海岸堤防と高盛土道**
 - 原則非可住地(住めない) ⇒ 公園、産業ゾーンとし
- 高盛土道路から内陸**
 - 可住地(住める) ⇒ 土地区画整理事業、防良好な住環境を整備

東部市街地エリア



- 1 回程度発生【レベル1】川堤防
- 【レベル2】防御は困難
避難路、避難ビルの整備

づくり
・居住など多様な都市機能

路に囲まれたエリア

て整備
部エリア

災集団移転促進事業により



地区別整備方針(総合支所エリア)

■沿岸・半島部の土地利用

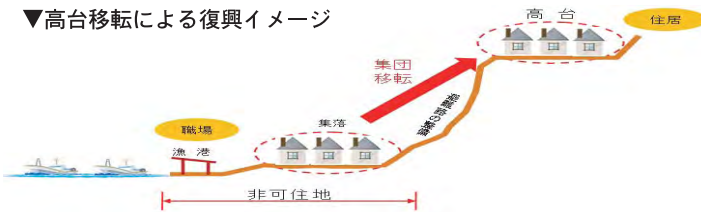
(1)「津波」への対応

- 数十年から百数十年に1回程度発生【レベル1】
⇒「防御」(海岸堤防、河川堤防)
- 最大級の津波(今回)【レベル2】
⇒安全な高台や内陸部への居住
(防災集団移転促進事業)

(2) 移転に伴う跡地利用

漁港の復旧と漁業環境整備、観光振興、農業振興、新たな産業の創出の場として土地利用を推進

▼高台移転による復興イメージ



河南・桃生エリア



北上エリア



雄勝エリア



河北エリア



牡鹿エリア

